

任脱一括拠出金の取扱いについての 「相談事例」発出(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
内容		法令通知	資産運用	会計基準	その他

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

標記につき厚生労働省より「相談事例」が発出されました。
また行政からの連絡事項もありますので併せてご案内致します。

- 「相談事例」の内容: 現行の法令¹の取扱いを解説したものの
(取扱いの変更ではない)
- 行政からの連絡事項: 任意脱退時等²の特別掛金に関する規定が現行の法令¹を満たす内容となっていない基金は、なるべく早期に規約変更を行うこと

なお、DB年金にも同様の法令³が存在しますが、今回の「相談事例」や連絡事項は厚年基金宛に示されたものであることを申し添えます。

1 基金則第32条の3の2

2 法令上は「設立事業所の減少」(減少理由によらない)

3 DB則第88条

☞ 「相談事例」の詳細は次頁ご参照

問1 脱退事業所の事業主から徴収する掛金額を、特別掛金収入現価により算定する場合には、「その他の継続基準上の不足額¹」を加算することができることになっていますが、別途積立金等の剰余がある場合には、その剰余額を控除する規約とすることは可能でしょうか。

(答) 不可。

脱退事業所の事業主から徴収する掛金額を特別掛金収入現価により算定する場合²には、規約に定めることにより、「その他の継続基準上の不足額」として次の及びの不足額のうち脱退事業所分を加算することが可能となっていますが、各不足額が負となった場合に、負の額(剰余額)をそのまま加算する(剰余額を減算する)ことはできません。

繰越不足金

事業所の減少に併せて掛金計算を行うと、以外の要因で増額することとなる掛金額

したがって、別途積立金等の剰余がある場合に、その剰余額を控除することはできません。

脱退事業所の事業主から徴収する掛金額から別途積立金等の剰余分を控除したい場合には、別途積立金を取り崩すことにより特別掛金を引き下げた上で行うこととなります。

1 基金則第32条の3の2第3項

2 基金則第32条の3の2第1項第1号

問2 脱退事業所の事業主から徴収する掛金額を、特別掛金収入現価又は非継続基準上の不足額のいずれか高い額により算定することとした場合³に、特別掛金収入現価にあらかじめ「その他の継続基準上の不足額」を加算した上で、いずれか高い額を掛金額とする規約とすることは可能でしょうか。

(答) 不可。

「その他の継続基準上の不足額」を加算できるのは、特別掛金収入現価の方が高い額となった場合であり、特別掛金収入現価と非継続基準上の不足額のどちらが高い額か判定する際に、あらかじめ「その他の継続基準上の不足額」を特別掛金収入現価に加算しておくことはできません。

まず継続基準ベースか非継続基準ベースかを決定(高い方)
継続基準ベースと決定した場合にはじめて「その他の不足額」を
加算する事ができる。

3 基金則第32条の3の2第1項第3号

以上